

# 明治大学校友会札幌地域支部会則

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、明治大学校友会札幌地域支部と称する。

(地 位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則第3条の規定に基づき設置された北海道支部（以下「上位支部」という。）に所属する地域支部である。

(目 的)

第3条 本会は、明治大学校友会本部（以下「本部」という。）の実施する事業並びに上位支部活動に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、地域支部長の居住地若しくは地域支部長が指定する所に置く。  
2 本会の事務所に、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(事 業)

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次ぎの事業を行う。

- (1) 北海道支部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 本会振興のために必要な事業
- (3) 地域社会に対するPRと貢献
- (4) 会員名簿、会報等の発行
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

(構成員)

**第6条** 本会は、次の各号に規定する会員により構成する。

(1) 本部会則第5条の規定に基づく会員資格を有する者(以下「校友」とう。)で、札幌市及び近接市町村の「本会所管行政区域」(以下「所管区域」という。)に居住する者(2) 本部会則第6条第1項但し書きの規定に基づき、所管区域に所在する勤務地に所属を変更した者

2 前項に規定する会員以外の校友で、所管区域に勤務先又は事業所を持つ者を本会の特別会員とすることができる。

3 本部会則第7条の規定に基づく所管区域出身の在学生を、本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

(所管区域)

**第7条** 前条第1項に規定する本会の所管区域は札幌市及び近接市町村の次の行政区とする。札幌市、石狩市、江別市、千歳市、北広島市、恵庭市、石狩郡、厚田郡のほか道内の他の地域支部に属さない区域とする。

## 第3章 役 員 等

(役 員)

**第8条** 本会に次の役員を置く。

(1) 地域支部長 1名

(2) 地域副支部長 5名以内

(3) 地域支部幹事長 1名

(4) 地域支部副幹事長 3名以内

(5) 地域支部会計幹事 1名

(6) 地域支部幹事 50名以内

(7) 地域支部監査委員 2名

(選任)

**第9条** 地域支部長、地域副支部長及び地域支部監査委員は、会員総会（以下「総会」という。）で選任する。

- 2 地域支部幹事長は、地域支部長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 3 地域支部副幹事長、地域支部会計幹事及び地域支部幹事は、地域支部長が指名し、総会に報告する。
- 4 地域支部長は第8条の（2）乃至（6）の役員から常任役員を選任できる。

(任期)

**第10条** 地域支部長、地域副支部長及び地域支部監査委員の任期は、就任後4回目に開催する定時総会終結のときまでとする。

- 2 地域支部正副幹事長、地域支部会計幹事及び地域支部幹事の任期は地域支部長の任期に準じる。但し、地域支部長が欠け、後任の地域支部長が選任された場合、地域支部正副幹事長、地域支部会計幹事及び地域支部幹事は、後任の地域支部長が指名した地域支部正副幹事長、地域支部会計幹事及び地域支部幹事が就任したとき退任する。
- 3 補充により選任された役員は前任者の残任期間とする。

(名誉支部長、顧問・相談役、評議員)

**第11条** 本会に名誉支部長、顧問・相談役及び評議員を置くことができる。

- 2 名誉支部長、顧問・相談役及び評議員は、本会に特別の功労のあった者の中か

ら、地域支部長が総会の同意を得て委嘱する。

- 3 名誉支部長、顧問及び相談役は地域支部長の諮問機関となる。
- 4 評議員は、支部運営上の重要事項について地域支部長を補佐するものとする。
- 5 前項により委嘱された者の任期は地域支部長の在任期間とする。

(役員職務)

**第12条** 地域支部長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 北海道支部会則第12条乃至第14条の規定を各役員職務に準用する。
- 3 本部会則第37条第2項、第3項、第5項乃至第7項の規定を地域支部監査委員に準用する。

## 第4章 会 議

(総 会)

**第13条** 本会は、毎年7月迄に定時総会を開催する。但し、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

- 2 地域支部長は、総会開催日より2週間前に、付議事項を記載した文書により、知れたる各会員及び特別会員（会員権停止中の校友を除く。）に通知するものと  
と  
する。
- 3 総会は、地域支部長が招集し、議長となる。
- 4 北海道支部会則第16条第4項の規定を、総会における議事に準用する。

(役員会)

**第14条** 北海道支部会則第17条の規定を本会の役員会に準用する。

- 2 常任役員及び役員は、それぞれ常任役員会、役員会を構成する。
- 3 地域支部長は支部の事業、業務及び運営について、その内容に応じて常任役員会をもって役員会に替えることができる。

(委員会)

**第15条** 北海道支部会則第18条の規定を本会の委員会に準用する。

## **第5章 事業年度・会計等**

(事業年度)

**第16条** 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

**第17条** 会員は、年会費を毎年7月末日までに納入するものとする。

- 2 年会費の金額は常任役員会において決定する。

(経費の支弁)

**第18条** 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計処理)

(事業計画・報告及び予算)

**第19条** 本部会則第35条第2項乃至第4項の規定を本会に適用する。この場合「会長」を「北海道支部長」に読み替える。

## **第6章 その他**

(賞 罰)

**第20条** 地域支部長は、本会のため特に功労があった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 地域支部長は、次の者を、総会出席者3分の2以上の同意により、懲戒し又は資格を停止することができる。

(1)本部会則第48条第2項の規定の適用により会員資格の停止を受けた者

(2)本会の会則に著しく違反した者

(3)本会の名誉を著しく汚す行為があった者

(4)会員たる面目を著しく失墜する行為があった者

(変更の届出)

**第21条** 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先に変更があった場合、遅滞なく本部又は本会に届出るものとする。

(会則の改正)

**第22条** この会則の改正は、総会において出席者3分の2以上の同意により決し、更に北海道支部総会の議を経たうえで、会長の承認を得なければならない。

(規定の優先)

**第23条** この会則に定める規定が本部会則又は北海道支部会則の規定に抵触する場合は、本部会則及び北海道支部会則がこの会則に優先する。

(規定の解釈)

**第24条** この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

(解 散)

**第25条** 本部会則第45条の規定を本会の解散に適用する。

## 附 則

1 この会則は、2003年4月1日より施行する。

以 上

## 補 足

明治大学校友会札幌地域支部会則は、明治大学校友会会則及び明治大学校友会北海道支部会則に準拠しており、会則の内容について補足する。

1, 第2条の校友会会則第3条とは

「校友会本部を大学に置き、各都道府県に支部を置く」ことを云う。

2, 第6条第1項の(1)の本部会則第5条とは

「校友の定義をいう」

3, 第12条第2項の北海道支部会則第12条乃至第14条とは

「12条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代行する。」

**13条** 幹事長は支部長の指示に従い運営にあたる。

14条 会計幹事、幹事は支部長の指示により職務を分担する」

- 4, 12条第3項の本部会則第37条第2項、第3項、第5項乃至第7項とは監査委員の職務をいう。

「会計、財産、会務の執行状況を監査し、監査委員は他の役職を兼務することを禁止している」

- 5, 第13条第4項の道支部会則第16条第4項の規定とは

「総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる」

- 6, 第14条の道支部会則第17条の規定とは

「役員会は総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議・決定する」ことを云う。

- 7, 第15条の道支部会則第18条の規定とは

「必要に応じ、役員会の議を経て委員会を設ける」

- 8, 第19条の本部会則第35条第2項乃至第4項の規定とは

「事業計画書、予算書の作成、事業報告、議事録の作成、監査報告書等、支部長の職務・選任方法・任期等を規定している」

- 9, 第25条の本部会則第45条の規定とは

「支部の解散については、会員総数の3分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意により解散する」

札幌地域支部ホームページ (HP) 運用規定



1. 支部会則第5条に準拠し、支部HPを開設する。
2. HPの作成については、明治大学校友会および明治大学校友会北海道支部HPとの整合性を考慮して作成する。
3. HPの運用責任者は支部長とし、支部長はHP作成担当スタッフを支部役員又は支部員の中から複数名を選任する。
4. HPの作成・更新は支部長承認を得た上で着手する。
5. HPの内容は、少なくとも3ヶ月以内に更新し、正確で新鮮な情報を提供する。
6. HPの運営費は、支部会計（広報費 - 広報関係費）をもって充当する。
7. この規定に拠らざる場合は、支部四役会において協議の上対処する。